

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

### 2. 一次審査(配点：100点)

審査は黒川地域行政事務組合ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」）において以下のとおり書類審査を行い、50点以上を選定する。ただし、一次審査の合計点数が合格点に満たない者は、二次審査の対象外とする。

#### 2.1 基準点(30点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法

(1) 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。

- ・ 「加点」の項目に○：該当1項目につき、1点
- ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、1点減点
- ・ 代替案については協議の上決定する。

#### 2.2 提案評価点(50点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

#### 2.3 価格点 構築費用(10点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は10点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝10点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1：全提案者中最低の見積価格

※2：当該提案者の見積価格

## 【別紙3】審査実施要領

### 2. 4価格点 保守費用(10点)

- ・ 対象：【様式7】費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は10点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝10点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

### 3. 二次審査(配点：100点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

#### 3.1プレゼンテーション評価点(100点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1) 日時：令和6年3月中旬予定（別途連絡）

(2) 場所：黒川地域行政事務組合（別途連絡）

(3) 出席者：1提案者5名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4) 実施時間：1提案者30分以内（プレゼンテーション25分、質疑応答5分）

(5) プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- ・ CMSの特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

①テンプレートを使用したページ作成の基本的な操作方法

②各課が作成したコンテンツの管理方法

③公開・承認フローの運用方法

④障害発生時等の対応について

⑤デザインや構成についての説明

⑥アクセシビリティに配慮したページについて

## 【別紙3】審査実施要領

### (6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

### (7) その他

プロジェクター（型番：短焦点 EB-L200SW）、スクリーン（型番：床置き式 PRS-Y80HD サンワサプライ）、HDMIケーブルは組合で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

## 5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 1) 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が合格点（50点）以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が100点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 2) 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。